



KOYO

光陽国際特許事務所  
光陽国際特許法律事務所

# 光陽通い

発行月：2022年4月



## KOYO INTERNATIONAL PATENT FIRM



### ごあいさつ

お客様のご発展に役立つこと、それが私たちの使命です。知的財産権の分野においては、国際的重要度が増し、出願書類の質、納期、サービスにおいて、益々高いものが要請されるようになり、その要請に応えられるよう、日々、精進しております。

この度、第21号として、春号を発行致しました。常日頃より弊所をご愛顧頂いているお客様には、日々の感謝を申し上げるとともに、知財業務のお役に立つ情報となれば幸いです。また、新たに事務所をお探しのお客様には、これを機会に弊所をより深く知って頂き、是非弊所をご検討。ご用命くださいますようお願い申し上げます。

### 2022年春号 目次

- |                                   |    |
|-----------------------------------|----|
| ● ごあいさつ                           | p1 |
| ● 判決に学ぶ                           | p2 |
| ● ハッシュタグと商標権について                  | p3 |
| ● マルチマルチクレームの制限                   | p4 |
| ● 海外の特許事情                         | p5 |
| ● 独占的ライセンサーに対し差止請求権を付与する制度の導入について | p6 |
| ● 事務所の概要                          | p7 |
| ● 銀座界隈「てくてくグルメ」                   | p8 |



# 判決に学ぶ

弁護士・弁理士 井上 修一

## 判例解説 大阪地裁令和3年9月28日判決（令和元年（ワ）第5444号）

### 第1 初めに

本判決は、他社の特許権を侵害した会社の取締役について、会社法429条1項に基づく損害賠償責任を認めた判決である。

### 第2 事業の概要

本件は、発明の名称を「二酸化炭素含有粘性組成物」とする2件の特許（特許第4659980号及び特許第4912492号。以下、これら特許を併せて「本件各特許」といい、これら特許に係る特許権を併せて「本件各特許権」という。）の特許権者であった原告が、訴外2社（訴外A社及び訴外B社）の代表取締役、取締役であった被告ら（A社代表取締役P1、A社取締役P2、B社代表取締役P3及びB社取締役P4）に対し、訴外2社が製造販売した各製品（以下、「各被告製品」という。）によって、本件各特許権が侵害され損害を受けたとして、会社法429条1項に基づく損害賠償の支払を求めた事案である。

なお、本件に先立って、原告は、訴外2社に対して、各被告製品の製造販売が本件各特許権の侵害行為に当たるとして、不法行為に基づく損害賠償等を求める訴訟（大阪地方裁判所平成27年（ワ）第4292号。以下、「別件訴訟」という。）を提起し、損害賠償請求を認める判決（以下、「別件判決」という。）が確定していたものの、訴外2社の債務超過により、訴外2社からの損害賠償債権全額の回収が叶わなかつたことから、本件訴訟の提起に至ったものである。

### 第3 判旨

#### 1 被告らの損害賠償責任について

本判決は、まず、各被告製品は本件各特許に係る特許発明の技術的範囲に属し、かつ、被告らによる進歩性欠如を理由とする本件各特許の無効主張は認められないとして、各被告製品の製造販売による本件各特許権の侵害を認めた上で、429条1項に基づく損害賠償責任について、以下のように述べて判断枠組みを示した上で、被告らのそれぞれについて詳細に検討し、被告ら全員についてこれを肯定した。

「法人の代表者等が、法人の業務として第三者の特許権を侵害する行為を行った場合、第三者の排他的権利を侵害する不法行為を行ったものとして、法人は第三者に対し損害賠償債務を負担すると共に、当該行為者が罰せられるほか、法人自身も刑罰の対象となる（特許法196条、196条の2、201条）。

したがって、会社の取締役は、その善管注意義務の内容として、会社が第三者の特許権侵害となる行為に及ぶことを主導してはならず、また他の取締役の業務執行を監視して、会社がそのような行為に及ぶことのないよう注意すべき義務を負うことができる。

他方、特許権者と被疑侵害者との間で特許権侵害の成否や特許の有効無効について厳しく意見が対立し、双方が一定の論拠をもって自説を主張する場合には、特許庁あるいは裁判所の手続を経て、侵害の成否又は特許の有効性についての公権的判断が確定するまでに、一定の時間を要することがある。

このような場合に、特許権者が被疑侵害者に特許権侵害を通告したからといって、被疑侵害者の立場で、いかなる場合であっても、その一事をもって当然に実施行行為を停止すべきであるということはできないし、逆に、被疑侵害者の側に、非侵害又は特許の無効を主張する一定の論拠があるからといって、実施行行為を継続することが当然に許容されることにもならない。

自社の行為が第三者の特許権侵害となる可能性のあることを指摘された取締役としては、侵害の成否又は権利の有効性についての自社の論拠及び相手方の論拠を慎重に検討した上で、前述のとおり、侵害の成否または権利の有効性については、公権的判断が確定するまではいずれとも決しない場合があること、その判断が自社に有利に確定するとは限らないこと、正常な経済活動を理由なく停止す

べきではないが、第三者の権利を侵害して損害賠償債務を負担する事態は可及的に回避すべきであり、仮に侵害となる場合であっても、負担する損害賠償債務は可及的に抑制すべきこと等を総合的に考慮しつつ、当該事案において最も適切な経営判断を行うべきこととなり、それが取締役としての善管注意義務の内容をなすと考えられる。

具体的には、①非侵害又は無効の判断が得られる蓋然性を考慮して、実施行行為を停止し、あるいは製品の構造、構成等を変更する、②相手方との間で、非侵害又は無効についての自社の主張を反映した料率を定め、使用料を支払って実施行行為を継続する、③暫定的合意により実施行行為を停止し、非侵害又は無効の判断が確定すれば、その間の補償が得られるようにする、④実施行行為を継続しつつ、損害賠償相当額を利益より留保するなどして、侵害かつ有効の判断が確定した場合には直ちに補償を行い、自社が損害賠償債務を実質的には負担しないようにするなど、いくつかの方法が考えられるのであって、それぞれの事案の特質に応じ、取締役の行った経営判断が適切であったかを検討すべきことになる。」

#### 2 原告の損害額について

本判決は、以下のように述べて、会社法429条1項に基づく損害賠償請求について特許法102条2項の適用を認めた。

「証拠（甲5、6）によれば、別件訴訟において原告が弁護士及び弁理士に委任して訴訟追行していたことが認められ、ネオケミアの行為と相当因果関係のある弁護士費用等は、ネオケミアの利益の額の1割とするのが相当であるから、ネオケミアの行為と相当因果関係のある損害として特許法102条2項により推定される損害額及び弁護士費用は、1億0829万1485円であると認められる。

また、原告は、700万円を回収した等として控除することを自認しているから、ネオケミアの行為と相当因果関係のある損害額として現存するのは、1億0129万1485円であると認められる。

上記1億0829万1485円という金額は、別件判決が特許法102条2項を適用して算出したネオケミアの損害賠償債務の元金部分（1億1107万7895円）から、被告製品6の売上にかかる部分と原告が差押え等により回収した700万円を控除した金額に一致するところ、被告らは、会社法429条1項に基づく責任に特許法102条2項を適用または類推適用すべきではない旨主張する。

しかしながら、特許法102条2項は、推定を用いるとはいえ、特許権者が受けた損害賠償額を算定する方法を定めたものであり、別件判決の確定により、原告がネオケミアの特許権侵害により上記損害を受けたことは確定しているのであるから、取締役の善管注意義務違反によりネオケミアが特許権侵害を行ったことによる損害も、これと同じものであると解するのが相当であり、法的性質は異なるとして、別途の算定をしなければならないと解すべき理由はない。」

### 第4 解説

#### 1 本判決前の事情

会社が製造販売した製品等によって特許権が侵害された場合には、特許権者は当該会社に対して損害賠償を請求できるが、当該会社が債務超過となっている場合には、会社に対して損害賠償を請求して訴訟を提起し、確定判決を得たとしても、損害賠償債務について弁済を受けることは期待できない。

このように会社から損害賠償を受けることが難しい場合、会社ではなく、当該会社の取締役個人に対して損害賠償請求を行うことで、取締役個人から損害の回収することが考えられるが、その際に根拠となり得る条文が、会社法429条1項である。

会社法429条1項は、「役員等がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員等は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。」と規定しており、役員等（取締役、会計参与、監査役、執行役又は会計監査人）が会社に対する任務を懈怠した結果、会社以外の第三者に損害が生じた場合に、

当該第三者が、会社ではなく、任務を懈怠した役員等個人に対して損害賠償を請求することを認めていた。

会社による特許権侵害があった場合の取締役に対する会社法429条1項に基づく損害賠償請求の可否については、仮処分決定という形で裁判所の判断が示されたにもかかわらず侵害を継続した場合について、429条1項の適用を認めた判決（知財高判平成30年6月19日（平成30年（ネ）第10001号））が存在したもの、裁判所による公的な判断が示されず、特許権者からの警告がなされたのみの段階における取締役の責任について判断を示した判決は存在しなかった。

## 2 本判決について

このような事情の下で、本判決は、会社による特許権侵害があった場合に、取締役個人に会社法429条1項の責任の要件である悪意又は重過失が認められるかについて判断するための枠組みを示した上で、被告らそれぞれの事情に鑑みて詳細な検討を加え、被告ら全員について悪意又は重過失を認め、会社法429条1項の責任を肯定したものである。

### (1) 悪意・重過失の判断枠組みについて

本判決は、会社の行為が第三者の特許権を侵害する可能性があることを指摘された取締役としては、諸般の事情を総合的に考慮しつつ、当該事案において最も適切な経営判断を行うべきであり、それが取締役としての善管注意義務の内容をなすとし、具体的に採用し得る対応方法の例を4つ挙げた上で、それぞれの事案の特質に応じ、取締役の行った経営判断が適切であったかを個別に検討すべきものとした。

### (2) 各取締役についての判断について

まず、A社の代表取締役であったP1については、特許権侵害の有無に係る基本的事項について誤解し、軽々に特許権の侵害とならないと判断の上、本判決が例示するような対応方法のいずれも採ることなく各被告製品の製造販売を継続した点等から、悪意であったものと認定した。

また、B社の代表取締役であったP3については、P1による特許権侵害に当たらないという旨の説明を軽々に信用し、本判決が例示するような対応方法のいずれも採ることなく製造販売を継続した点等から、少なくとも重過失があったものと認定した。

また、A社の取締役であったP2及びB社の取締役であったP4については、いずれも、名目的な取締役に過ぎず、各被告製品が本件各特許権を侵害するかを判断する機会はなかった等と主張したものの、取締役として選任されている以上は、取

締役として一般に要求される善管注意義務を尽くして代表取締役の業務執行を監視、監督すべきであり、これを果たしていないとして、少なくとも重過失があったものと認定した。

### (3) 損害額について

特許法においては、特許権者による損害額の立証の負担を低減するため、102条において損害額の推定規定を設けており、原告が訴外2社に対して本件各特許権の侵害を理由として損害賠償を請求した別件訴訟においては、特許権侵害者が侵害行為により受けた利益を特許権者の損害額と推定する特許法102条2項を適用して、損害が算定されていた。

被告らは、特許法102条の推定規定は、特許権を侵害した会社自体に対する損害賠償請求にのみ適用され、会社法429条1項による損害賠償請求に適用又は類推適用すべきではないと主張したものの、本判決は、両請求における損害は同じものであり、別途算定すべき理由はないとして、会社法429条1項に基づいて取締役に損害賠償を請求する際にも、特許法102条2項の適用を認めた。

## 3 今後の留意事項

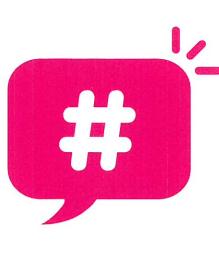
本判決は、地裁レベルの判決に過ぎないものの、会社による特許権侵害があり、特許権者から警告書を受領した場合の取締役個人の責任について、悪意又は重過失が認められるための判断枠組みに加え、取締役が採用し得る対応方法の具体例を挙げた上で、詳細に検討している点で、注目に値する判決である。

本判決に従う場合、裁判所による公的な判断がなされていない警告書を受領したのみの段階であっても、本判決が例示するような対応方法を探ことなく製造販売等を継続した場合には、後に特許権侵害が認定されれば、取締役に悪意又は重過失が認められ、会社法429条1項の責任を負う可能性が高いが、これは、特許権侵害の成否の判断が、場合によっては裁判所の判断さえも分かれる場合がある程に困難を伴うものである点に鑑みると、かなり厳しい判断であるといえる。

会社の取締役としては、特許権侵害に係る警告書を受領した場合には、会社のみならず、取締役個人に対する損害賠償請求がなされる可能性がある点を認識の上、侵害がないものと軽々に判断することなく、専門家の判断を仰いだ上で、被疑侵害製品の製造販売等を継続すべきか否かについて、慎重に判断することが求められる。

## ハッシュタグと商標権について

文：弁理士 荒船 博司



他人のブランド名をハッシュタグに使用したメルカリの出品者に対し、商標権侵害を認めた判決（大阪地裁判決令和3年9月27日 令和2年(ワ)第8061号）が注目を集めています。

出品者Aは、オンラインフリーマーケット「メルカリ」でハンドメイドのバッグを販売し、商品紹介ページで「#シャルマントサック」のハッシュタグ表示を行っていました。「かばん類」等を指定商品とする「シャルマントサック」の商標権者であるB社は、Aに対して表示行為の差し止めを請求し、これが認められた事件です。裁判で争点となったのは、以下の2つです。

### ①「業として」の該当性

Aは、余暇を利用して趣味でバッグを制作し販売する行為は「業として」（商標法第2条第1項）には該当しないと主張。これに対し、裁判所は、「業として」とは反復継続して行うことを意味し、営利目的であるか否かは問わないとして、1年以上にわたるAの販売行為は「業として」に該当すると判断しました。

### ②商標的使用の有無

Aは、ハンドメイド品であることを明記し、「#シャルマントサック」の下には「好きの方にも…」と表示していたことから、ハッシュタグは情報の所在場所を示すものに過ぎず、メルカリユーザーの検索の便宜を図ったものと主張。一方、裁判所は、ハンドメイド品や「好きの方にも…」の表示があったとしても、これが検索画面から来たメルカリユーザーがAのバッグを「シャルマントサック」という商品名（ブランド名）と認識する可能性を打ち消すほどのものではないと判断。メルカリではハッシュタグが販売促進の目的のために使われているという背景も影響し、Aの表示は商標的使用であると認定しました。

ハッシュタグは近年のSNSでは不可欠のツールとなっているものの、他人のブランド等の人気にフリーライドするような使用が散見され、問題視する声が上がっています。本判決は、このような無断使用の抑制に資することが期待される事例であるとともに、実務上の指針になり得るものともいえるでしょう。近年では、メタタグへの他人の登録商標の記載を商標権侵害と認定する判決が出ており、インターネット上の商標の使用を適正化する動きは今後も広まるものと予想されます。

他人の商標の軽率な使用は、個人によるものでも商標権侵害を構成する可能性があります。日常生活でも十分にご留意ください。また、商標権者としては、登録商標であることを明示するだけでなく、定期的なウォッチングを行い、他人の無断使用に対しては警告を行なうなど、ブランド管理に対する積極的な姿勢が求められます。商標の使用に関しご不明な点などありましたら、お気軽に弊所までご相談ください。

# マルチマルチクレームの制限

文：弁理士 赤澤 高

## 1. はじめに

特許法施行規則及び実用新案法施行規則の一部を改正する省令（令和4年2月25日経済産業省令10号）が公布され、令和4年4月1日に施行されることとなった。

本省令改正により、施行後に対する特許出願及び実用新案登録出願において、マルチマルチクレームは認められなくなった。

## 2. 改正内容

### (1) 背景

#### ①国際調和

マルチマルチクレームは、下表に示す通り、日米欧中韓の主要庁のうち米国・中国・韓国において認められていない。グローバルな権利取得が促進される中、出願人は、各國の制度に応じた形式で請求項を記載する必要がある。また、各國で制度が異なると、第三者には、各國で異なる記載の請求項を監視する負担が生じることとなる。よって、マルチマルチクレームの制限は、国際調和の観点から必要である。

	米国 <sup>*1</sup>	韓国	中国	欧州 <sup>*1,2</sup>	日本
マルチクレーム	○ <sup>*3</sup>	○	○	○	○
マルチマルチクレーム	×	×	×	○	○
オフィス・アクション	拒絶理由を通知 <sup>*4</sup>	拒絶理由を通知	拒絶理由を通知 <sup>*5</sup>	-	-

#### ②審査負担の軽減

近時、審査において、検討すべき文献の多言語化および文献数の増加により、1件あたりの審査負担が増大している。

現状、マルチマルチクレームが認められることで、マルチマルチクレームが認められない国と比較して、実質的なクレーム数が多くなっており、審査負担を助長している。

### (2) 概要

- ①施行後に対する特許出願にマルチマルチクレームが含まれている場合、第36条第6項第4号（委任省令要件）違反の拒絶理由となる。
- ②マルチマルチクレーム及びこれを引用する請求項については、マルチマルチクレームに係る委任省令要件以外の要件（進歩性等）についての審査対象としない。
- ③上記委任省令要件違反の拒絶理由通知への応答で、マルチマルチクレームを解消する補正がされ、審査をすることが必要になった結果、通知することが必要になった拒絶理由のみを通知する場合には、最後の拒絶理由通知となる。
- ④施行後に対する実用新案登録出願にマルチマルチクレームが含まれている場合、実用新案法第6条の2に規定する要件（基礎的要件）を満たさないものとなる。

### (3) 具体例

請求項1：Aを備える装置。

請求項2：さらにBを備える請求項1に記載の装置。

請求項3：さらにCを備える請求項1又は2に記載の装置。（←マルチクレーム）

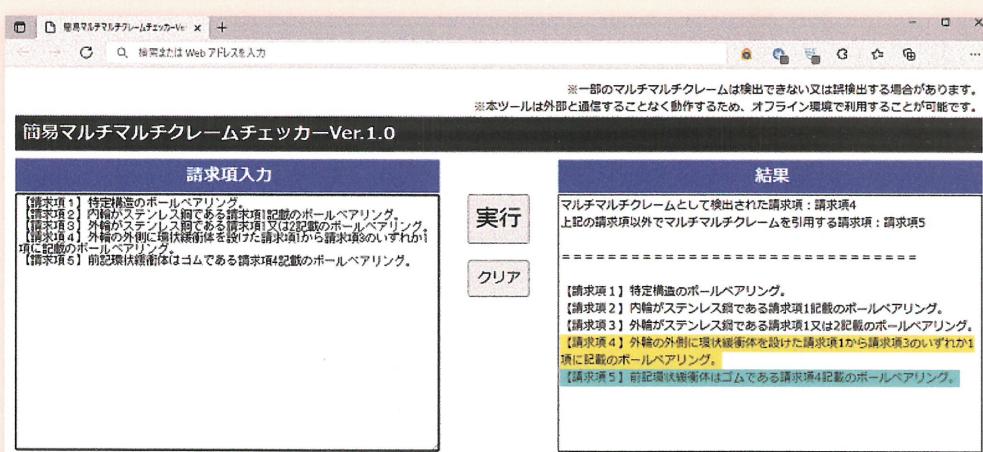
請求項4：さらにDを備える請求項1～3のいずれかに記載の装置。（←マルチマルチクレーム）

請求項5：Dがd1である請求項4に記載の装置。（←マルチマルチクレームを引用するクレーム）

※請求項4、請求項5は、認められない。

### (4) マルチマルチクレーム検出ツール

特許庁のホームページからマルチマルチクレーム検出ツールを無料でダウンロードできるので、ご活用ください。



## 3. まとめ

詳細につきましては、特許庁のホームページを御覧ください。

出典元：<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/letter/multimultichecker.html>



## 海外の特許事情

文：弁理士 穂吉康平

### ヨーロッパー欧州単一効特許制度開始までのタイムライン

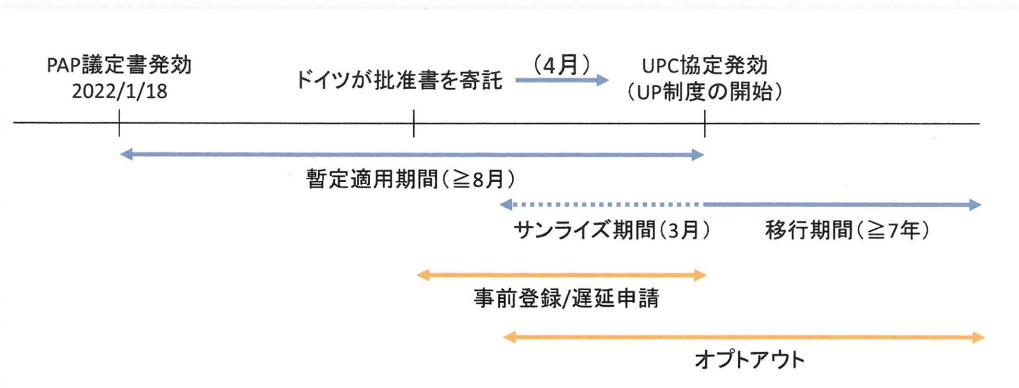
現在、UPC（統一特許裁判所）協定は、ドイツが同協定の批准書を寄託して批准を完了すれば発効する状態ですが、ドイツは、2度の違憲申立を乗り越えて、既にいつでも批准を完了できる状態となっています。

一方、2022年1月19日に、UPC協定の暫定適用に関する議定書（PAP議定書）が発効し、UPC協定の暫定適用が開始されました。暫定適用の期間は最低8月が予定されており、この間にUPCの設置に向けた最終的な準備が行われることになっています。

今後、上記の暫定適用期間においてUPCの設置準備に目処が立った時点で、ドイツがUPC協定の批准書を寄託すると予想されています。ドイツが同批准書を寄託すれば、その4月後にUPC協定が発効し、欧州単一効特許・統一特許裁判所の運用がついに開始されることになります。従って、順調に行けば、2022年の終盤から2023年の前半頃に欧州単一効特許制度が開始される目算です。

なお、欧州単一効特許制度の開始に先立って、いくつかの事前手続が可能となると見込まれているので注意が必要です。制度の開始から最低7年間は、特許／出願のオプトアウト（侵害／無効訴訟をUPCではなく各国裁判所で行う）が可能な移行期間となります。さらに制度開始前にも、オプトアウトの事前申請が可能な3ヶ月のサンライズ期間が設けられる予定です。その他にも、ドイツが批准書を寄託した時点から、EP出願について、単一効特許（UP）の事前登録申請や特許付与を制度開始後に遅らせる遅延申請が可能になる予定です。

このように、単一効特許制度の開始の3～4ヶ月前、すなわち最短で2022年後半から、UPやUPCに関する手続が開始されることになります。具体的な手続方法や費用などはまだ不明ですが、欧州各國特許の権利者やEP特許出願人は、それまでに方針を検討しておくことが望されます。



### アメリカーDOCX形式による電子出願の延期

USPTOは、特許を電子出願する際のファイル形式を、これまでのPDF形式に代えてDOCX形式とすることを推奨しています。そして、2022年1月以降のDOCX以外のファイル形式による電子出願には、追加料金(400ドル)を課すとしていました。しかし、この追加料金の徴収が、2023年1月まで1年延期されることになりました。

ファイル形式のDOCXへの変更には、ファイル形式そのものだけでなく、種々の形式面のルールを伴います。そのため、対応手続を行うUS特許事務所だけでなく、出願人側(日本企業、日本特許事務所)の実務者にも相応の対応が求められていました。しかし、こうしたルールは幾度となく変更され、不明確なものも残されていました。また、USPTOは、模擬的にDOCX出願を行うことができるウェブサイト(Testing mode)を公開していますが、この電子出願システムにも未だ細かな不具合があるようでした。このように、準備不足であった感は否めないことから、今回の延期は歓迎されるべきものだと思います。

ここ数年、USPTOは出願や公開等の電子的手続の近代化を進めています。DOCX形式の導入はその一環であり、既にオフィスアクションはDOCX形式でも公開されるようになっています(<https://patentcenter.uspto.gov/#/>)。オフィスアクションのテキストデータ提供は、近年発展がめざましい機械翻訳が格段に利用しやすくなることから、日本などの非英語圏の出願人にとって特に有意義かと思います。その他にも、特許証の紙証書を廃止して、電子発行に移行することが提案されています。

# 独占的ライセンシーに対し 差止請求権を付与する制度の導入について

弁護士 中井 英登

## 1 はじめに

現在、文化庁の文化審議会著作権分科会にて、近い将来の法改正を念頭に、標記の論点及びこれと密接に関連する論点である、独占的ライセンスの対抗制度の導入について、検討が進められています。そして、上記の分科会のワーキングチームは、令和3年12月2日付け「独占的ライセンスの対抗制度及び独占的ライセンシーに対し差止請求権を付与する制度の導入に関する報告書」(以下「報告書」といいます。)を公表しました(注1)。以下、その概要をご紹介します。

## 2 報告書の概要

報告書は、独占的ライセンスの対抗制度及び独占的ライセンシーに対し差止請求権を付与する制度を導入すること(以下「本検討課題」といいます。)が適當であることを前提として、本検討課題に対して想定される課題解決手段として、主に、①独占的利用許諾構成と②専用利用権構成を取り上げて、それらの優劣を比較、検討しました(注2)。そして、報告書は、①独占的利用許諾構成を「有力な選択肢になる」と評価する一方、②専用利権構成についても、「選択肢として否定されない」として、いわゆる両論併記の形で総括しました(同87頁)。

ただし、報告書は、以下の点を挙げて、専用利用権構成と比較した、独占的利用許諾構成の優位性を示唆しています(同75~83、85頁)。

- (1) 制度上で差止請求権を認める独占的ライセンスの類型として、不完全独占的ライセンス等の独占性の人的範囲を限定した独占的ライセンスも許容されること
- (2) 独占的利用許諾構成においては、独占性のみを対象とする対抗制度を導入することになり、利用権については、著作権法第63条の2の当然対抗制度の対象となる。その結果、独占的ライセンス契約締結後に著作権等が譲渡され、独占的ライセンシーが当該独占的ライセンスについて対抗要件を具備する前に著作権等の移転の登録がなされた場合、新著作権者等から独占的ライセンシーに対する差止請求は不可となること
- (3) 独占的利用許諾構成においては、元々債権的な効力を基調とする契約を基礎としている点において、著作権の一部譲渡において議論されている、①地理的一部譲渡及び②内容的一部譲渡の問題と同様の問題において、柔軟な権利設定を認める解釈がなされる可能性があること(事実上、制度の受け止め方として、柔軟に設定できる権利として受け止められ、そのように運用される可能性を含む。)

他方で、報告書は、課題解決手段としてのその他の構成については、①独占的利用許諾構成及び②専用利用権構成のいずれの構成においても、本検討課題への対応において不十分又は不都合となることはないと考えられることから、検討不要と総括しています(同86頁)。

## 3 まとめ

本検討課題に関しては、従来、現行法の下で、研究者・実務家から、債権者代位権の転用により著作権者等の有する債権者代位権を代位行使するという方法も主張されてきました(注3)。しかし、報告書において、上記のとおりの方向性が示されたことから、今後は、文化庁において、独占的利用権構成の採用の可否を念頭において、法制化に向けた議論がなされるものと思われます。

(注1) 詳細は、以下URLの文化庁のウェブサイト参照。

[https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashikingikai/chosakuken/license\\_working\\_team/pdf/93596001\\_01.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashikingikai/chosakuken/license_working_team/pdf/93596001_01.pdf)

(注2) 報告書は、課題解決手段を以下のとおり定義しています(同5頁)

(1) 独占的利用許諾構成：現行法のもとで債権的な効力しかないとされる独占的ライセンス契約について、一定の場合に著作権等の譲受人、他のライセンシー、不法利用者等に対し、その独占的ライセンスの独占性を主張し、差止請求權を行使することができる制度を導入する形での課題解決手段

(2) 専用利用権構成：分野を限らない形で、特許法における専用実施権や著作権法における出版権のような準物権的な独占的利用権を創設する形での課題解決手段

(注3) 栗田昌裕著独占的ライセンスと差止請求権・参照



## 「特許発、光陽経由、未来行き」

あなたのビジネスをサポートする  
スペシャリスト集団です

光陽は多様な技術分野をカバーする最先端の特許技術者集団を擁しています。その中から専任された技術専門家として弁理士、弁護士が種々の技術分野に亘る内外国特許出願、審判事件、特許侵害事件、鑑定等に対応します。

- |   |  |
|---|--|
| <span style="color: red;">■</span> 特許調査       | 弊所の独自ロジックによる最適なデータベースの組み合わせを用いたハイクオリティな先行技術調査をご提供しております。   |
| <span style="color: green;">■</span> 契約係争関係   | 特許侵害、審決取消訴訟代理、各種交渉などの係争業務を承っております。                         |
| <span style="color: yellow;">■</span> 出願業務    | 国内特許出願、外国特許出願、意匠出願、商標出願、実用新案登録出願などの出願代理業務全般を承っております。       |
| <span style="color: darkgreen;">■</span> 中間業務 | 国内出願の中間業務、外国出願の中間業務、外内出願の中間業務を承っております。                     |
| <span style="color: blue;">■</span> コンサルティング  | ビジネスプランと各種知的財産権を効果的に生かす戦略プランなどのコンサルティング業務をご提供しております。       |
| <span style="color: gray;">■</span> 法務業務      | 法律業務（その他係争関係） 交渉、訴訟、調停等、事案の性質に応じた手続きを選択し、満足度の高い紛争解決を目指します。 |

### 事務所概要

お客様の発展に役立つ事、  
それが私たちの使命です。



所長弁理士 荒船 博司

- |  |  |
|--|--|
| <span style="color: brown;">■</span> 事務所名  | 光陽国際特許事務所<br>光陽国際特許法律事務所   |
| <span style="color: brown;">■</span> 英文名称  | Koyo International Patent Firm   |
| <span style="color: brown;">■</span> 所在地   | 〒100-0006<br>東京都千代田区有楽町1-1-3東京宝塚ビル17階  |
| <span style="color: brown;">■</span> T E L | 03-5251-5721(代表)   |
| <span style="color: brown;">■</span> F A X | 03-5251-5727   |
| <span style="color: brown;">■</span> 代表弁理士 | 荒船 博司  |
| <span style="color: brown;">■</span> 設立    | 昭和56年6月  |
| <span style="color: brown;">■</span> 従業員数  | ( <a href="http://www.koyo-patent.co.jp">http://www.koyo-patent.co.jp</a> 参照)  |
| <span style="color: brown;">■</span> 弁理士数  | (同上)   |
| <span style="color: brown;">■</span> 弁護士数  | (同上)   |
| <span style="color: brown;">■</span> 業務内容  | 知的財産権(特許・実用新案・意匠・商標)に関する出願、<br>その他手続きの代理、国内および諸外国の顧客の依頼による日本国および諸外国の特許庁に対する諸手続きの、<br>直接あるいは間接的な代行。<br>民事、商事、家事等に関する係争処理。紛争予防のための法律相談、契約書の作成・審査等。 |

#### <事務所沿革>

- |          |                     |
|----------|---------------------|
| 昭和56年6月  | 前身の事務所を千代田区神田に開設    |
| 昭和60年3月  | 業務拡張のため、新宿区市ヶ谷に移転   |
| 平成元年4月   | 光陽国際特許事務所に改称        |
| 平成2年10月  | 業務拡張のため、新宿区神楽坂に移転   |
| 平成11年1月  | 業務拡張のため、新宿区岩戸町に移転   |
| 平成14年11月 | 光陽国際特許法律事務所に改称      |
| 平成22年8月  | 特許業務法人 光陽国際特許事務所を設立 |
| 平成24年10月 | 業務拡張のため、千代田区有楽町に移転  |

Office



#### <東京宝塚ビル アクセス>

- |        |   |
|--------|---|
| ◆JR    | JR 有楽町駅 (日比谷口) 徒歩 5 分                               |
| ◆東京メトロ | 日比谷線 日比谷駅 (A5出口) 徒歩 3 分<br>千代田線 日比谷駅 (A13出口) 徒歩 2 分 |
| ◆都営地下鉄 | 三田線 日比谷駅<br>(千代田線連絡口経由 A13出口) 徒歩 6 分                |

銀座界隈

# てくてく グルメ



光陽の近くにある人気のグルメスポットに行ってみました！



焼肉 Coco Nemaru Ginza  
(ここねまる銀座)

La・La・Grande GINZA 1F

MAP



## 焼肉 Coco Nemaru Ginza(ここねまる銀座)



銀座6丁目、みゆき通りから泰明通りに入るとすぐ左手側にある焼肉店。店内に入ると豪華な内装に目を引かれるが、ソファー席に座ると自然と心地良い雰囲気に包まれる。

このお店で味わう事ができるのは最高級の「最上牛」。山形県最上町にある山口畜産の直営店となっているこのお店では、自社牧場で育てられ厳選された黒毛和牛が提供されるため、お肉の品質もレベルがとても高い。お肉はどれも程よくサシが入っており、口の中に入れた瞬間に溶けだす一方、霜降り肉特有のしつこさは全く感じさせない。ある程度厚みのあるお肉も柔らかさを感じられるのはさすがの高品質があつてのことだろう。

味付けは塩とタレの2種類があり、両方とも程よい濃さで、お肉の旨味を上手に引き出している。お肉であるにもかかわらず全体的にすっきりとした後味は、ついつい箸もお酒も進んでしまうであろう。

アラカルトも充実しており、食べたいものだけを選んで食べたいものには良いかもしれないが、ランチは4,400円(税込)から、ディナーは7,700円(税込)からと、それぞれ3種類ずつコースメニューがあり、最上牛を堪能したい人にはこちらもオススメ。テイクアウトでお弁当も販売しており、こちらは800円(税込)からとすごくお手軽だ。

家族や友人、大切な人と、何度も訪れたくなる名店である。



■ 東京都中央区銀座 6-3-18 La・La・Grande GINZA 1F

■ TEL : 03-6274-6802

■ 営業時間

ランチ 12:00 ~ 15:00 ディナー 17:00 ~ 23:00



KOYO

光陽国際特許事務所

光陽国際特許事務所 Koyo International Patent Firm

〒100-0006 東京都千代田区有楽町 1-1-3 東京宝塚ビル 17 階

TEL : 03-5251-5721 (代表) FAX : 03-5251-5727

URL : <http://www.koyo-patent.co.jp>